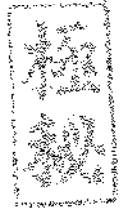


大韓民国と請求権問題を処理する場合の問題点

35  
10  
21

# 秘密指定解除

公文書監理室



英特各事務長

大韓民国と請求権問題を処理する  
場合の問題点

(未定稿)

昭35/03/

## 平和条約第四条(a)の解釈

平和条約第四条(a)で「日本国政府は、朝鮮地域にある日本財産並びに現に朝鮮地域の施政を行なつて、いる当局及びその住民に対する請求権の処理を、現に朝鮮地域の施政を行なつて、いる当局及びその住民の日本における財産並びに日本に対するこれら当局及び住民の請求権の処理とともに、日本国と現に朝鮮地域の施政を行なつて、いる当局との間で特別取極の主題とする」旨を規定している。この規定が朝鮮のほか旧委任統治領、新南群島などの第二条地域に適用されていることにかんがみ、いずれの国の領土でもない地域にある財産問題を処理しようとしているのであるから、これらの地域に実質的支配を及ぼしている政権は、いずれも「現に施政を行なつ

ている当局」に入るのではないかと思われる。かかる文理解釈にたてば、わが国が北鮮地域に関連する請求権について北鮮の施政当局でなく、韓国政府と協定することは、平和条約第四条(a)の規定の趣旨を逸脱しているという見解がでてくる。この場合は、大韓民国政府の承認の際にその管轄権は法律上も事実上も38°線以南の現施政地域に限定されていると認めれば、請求権処理については問題がなくなる。

しかしながら、第四条(a)の「現に朝鮮地域に施政を行なつている当局」は法律的に朝鮮地域に管轄権を有する当局を意味するという考え方をとれば条約締結の際にその管轄権が法律的にも38°線以南<sup>北</sup>の地域に及ぶことを認め、その地域についても韓国政府と取極を結ぶことが可能となる。

## 2 韓国及び韓国政府の承認の態様による請求権処理方式の差異

A 日韓双方が請求権を主張する場合、

(a) 大韓民国を朝鮮全域を領域とする国家と認め、かつ、同国政府が全域にわたり管轄権を有するとする場合、

日本は南北両韓に対する請求権を主張し、韓国政府は、北韓部分に対する日本の請求権にも対処せねばならない。日本は軍令第三十三条及び第四条(b)で南韓に対する請求権の大部分を放棄しているから、北韓に対するものが大きな比重を占めよう。韓国は日本に対して南北両韓の請求権を主張できる。

(b) 大韓民国を朝鮮全域を領域とする国家と認めながらも、同国政府の管轄権は三八線以南に事実上限定されているものとする場合、

日本としては韓国政府が事実上管轄権

を及ぼしていない北鮮部分に対する請求権を韓国に対し主張しえない。

韓国としても事実上管轄権を及ぼしていない北鮮部分の請求権を日本に対して主張しえない。

したがって、北鮮部分に関連する請求権は、将来現実的に韓国政府の管轄権がその部分に及んだときに、改めて両政府間で特別取極をすることとなり、その旨明文で留保する要がある。(日華方式に類似。)

- (c) 大韓民国のみを南半島に成立している唯一の国家として承認しつつ、その領域を朝鮮全域と必ずしもみなさず、法律上も韓国政府の管轄権は現実の施政地域についてのみ及ぶものと認め、残りの半島の部分の法的地位は不明確のままにしておく場合、

日本は、南洋に対する請求権のみ主張

する。韓国は南鮮の日本に対する請求権のみ主張する。

残りの北鮮部分の相互の請求権は全くふれない。この場合全朝鮮及び全朝鮮政府が継承する請求権及び被請求権をどの程度南鮮が取得しているか確定しがたい。また、朝鮮における地方的債権債務で両鮮にまたがっている場合にも同様の問題が生ずる。

日韓相互に請求権を放棄する場合

(a) の場合

日本は南北両鮮に在日財産及び請求権を放棄し、韓国は南北両鮮の在日財産及び請求権を放棄する。

(b) の場合

日本は南鮮に対する請求権のみ放棄し、韓国は南鮮の日本に対する請求権を放棄する。北鮮部分に関連する請求権は宣言的に日韓双方で放棄する。(あるいは、北鮮部分に韓国政府の管轄権が現実的に及んだときに改めて、特別取極を行なうよう余地を残しておくことも可能である。)

(c) の場合

日本は南鮮に対する請求権のみ放棄し、北鮮部分についてはふれない。

韓国は南鮮の対日請求権のみ放棄し、北鮮の部分についてはふれない。

もちろんこの場合に、北鮮と将来何らかの取極をするときにも相互放棄にしないと、前述の A (c) の場合に準じた困難が生ずる。